

テーマ

会社法における監査のありかた

適用
分野

会計監査人監査、監査実務



研究
名称

公認会計士からみた会社法の会計・監査実務

氏名
所属

古田清和 教授
全学共通教育センター

内容

●特徴

会社法によれば、大会社（資本金5億円以上又は負債200億円以上）は上場であるか否かを問わず、会計監査人を置かなければならない。大会社以外の株式会社も定款の定めにより、一定の条件により置くことができる。実務的立場から監査実態を検証する。

●研究内容

①監査の全体の流れは会社法でも旧来の制度を引き継いでいるが、監査役等（監査役・監査役会・監査等委員会・監査委員会）の会計における役割は会計監査人の職務執行の監査という点に重点が置かれている。②会計監査人の監査の内容は表の通りで、事業報告の監査はおこなわないこととなった。③会社法において、従来の「適法性」の表明から、金融商品取引法と同様に「適正性」の意見表明となった。この変化については、理論的には明確ではないが、実務的には監査の一元化の方向である。④監査報告の通知期限はあるが実務的には計算書類・付属明細書は同一日付になされている。⑤会計方針の変更など過年度の計算書類に表示すべき事項としての、

遡及的な変更を前提とした規定が設けられているが実務的にはどの様に修正するかが今後の遡及修正の問題である。

この様に会社法に基づく財務諸表や監査報告に多くの変更点があるため、処理の正確性のみならず迅速性も要求され、金融商品取引法監査におけるKAMの導入もあり、実務担当者にとって苦難の道となる。しかしながら、透明性・信頼性を高め効率性を具現するためには避けて通れない問題である。

会計監査人の監査報告（監査基準委員会報告書700）

①	監査意見（方法・内容を含む）
②	監査意見の根拠
③	財務諸表に対する責任と財務諸表監査における責任
④	法令等に基づくその他の報告
⑤	監査報告書の日付

キーワード

監査役等、会計監査人、適正性、透明性、信頼性、効率性、遡及修正、KAM

連携方法

■ 講演 ■ 研修 ■ 研究相談 ■ 学術調査 ■ コメント ■ 共同研究